内閣府

# 激甚災害制度について

令和６年11月
内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（復旧・復興担当）付

# 改編の履歴



令和６年４月　初版
令和６年11月　注釈の追記(p. 3, p. 5)、地元負担率の更新(p. 4)、
「（参考）被害状況の調査」のページを追加(p. 6)、指定状況の更新(p. 16)

# 激甚災害制度について



## 激甚災害制度の目的

○ 「災害対策基本法」では、政府は、著しく激甚である災害が発生したときは、**別に法律で定めるところにより、**激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正化を図る等のため、必要な施策を講ずるものとしている。

○ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」は、これを受けて制定されたものであり、**災害復旧に係る地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置**について規定。

☆災害対策基本法（抄）

（激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等）

第97条　政府は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

# 激甚災害制度について

内閣府

## 激甚災害制度の歴史

昭和25年　農地・農業用施設の災害復旧制度

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）

昭和26年　公共土木施設等の災害復旧制度

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）

その後、被害が激甚な災害の場合は、ほとんど例外なく災害特例法が立法され、
毎年何件も立法化。（昭和34年災では、伊勢湾台風等により27件の災害特例法を制定）

→災害に対する統一的な国の支援の必要性

昭和36年　災害対策基本法　　激甚災害制度の創設を規定（第97条）

昭和37年　激甚災害制度の創設

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）

・災害特例法（立法措置）によらず、政府が基準に従い特例措置を適用。

昭和43年　局地激甚災害制度の創設

・昭和43年えびの地震を契機に、局地的な地域で発生した甚大な災害に対しても、市町村単位で激甚災害指定を行うことができるように創設。

平成19年　早期局激制度の創設

・平成19年能登半島地震について、被害状況の早期把握に努めたところ、査定見込額が局激基準を大きく超えることが明らかとなったが、従来の基準では査定事業費が確定した後でなければ指定できなかったため、年度途中に局激指定を行えるように改正。（基準額の２倍超の場合に適用）

# 激甚災害制度について

内閣府

## 主な措置の考え方

**災害の発生**

**公共土木施設等の被害**

河川、海岸、砂防設備、公立学校、公営住宅、
道路、港湾、漁港、生活保護施設、
水道、下水道、公園 等 児童福祉施設 等

**農地等の被害**

農地、農業用施設、林道、
農林水産業共同利用施設 等

**中小企業者等の被害**

母法※1 による補助

母法※2 による措置

**災害復旧国庫補助事業**

- 概ね６割～８割程度
- ２分の１から３分の２
- ８割程度（共同利用施設は概ね２割）

資金繰り支援等の措置

激甚災害の指定

激甚災害の指定

激甚災害の指定

国庫補助率の嵩上げ措置（１～２割程度）

中小企業信用保険法の特例（災害関係保証）等の措置

激甚法による嵩上げ

激甚法による追加措置

※１ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等

※２ 中小企業信用保険法

# 激甚災害制度について

内閣府

## 災害復旧事業等の一般的な地元負担

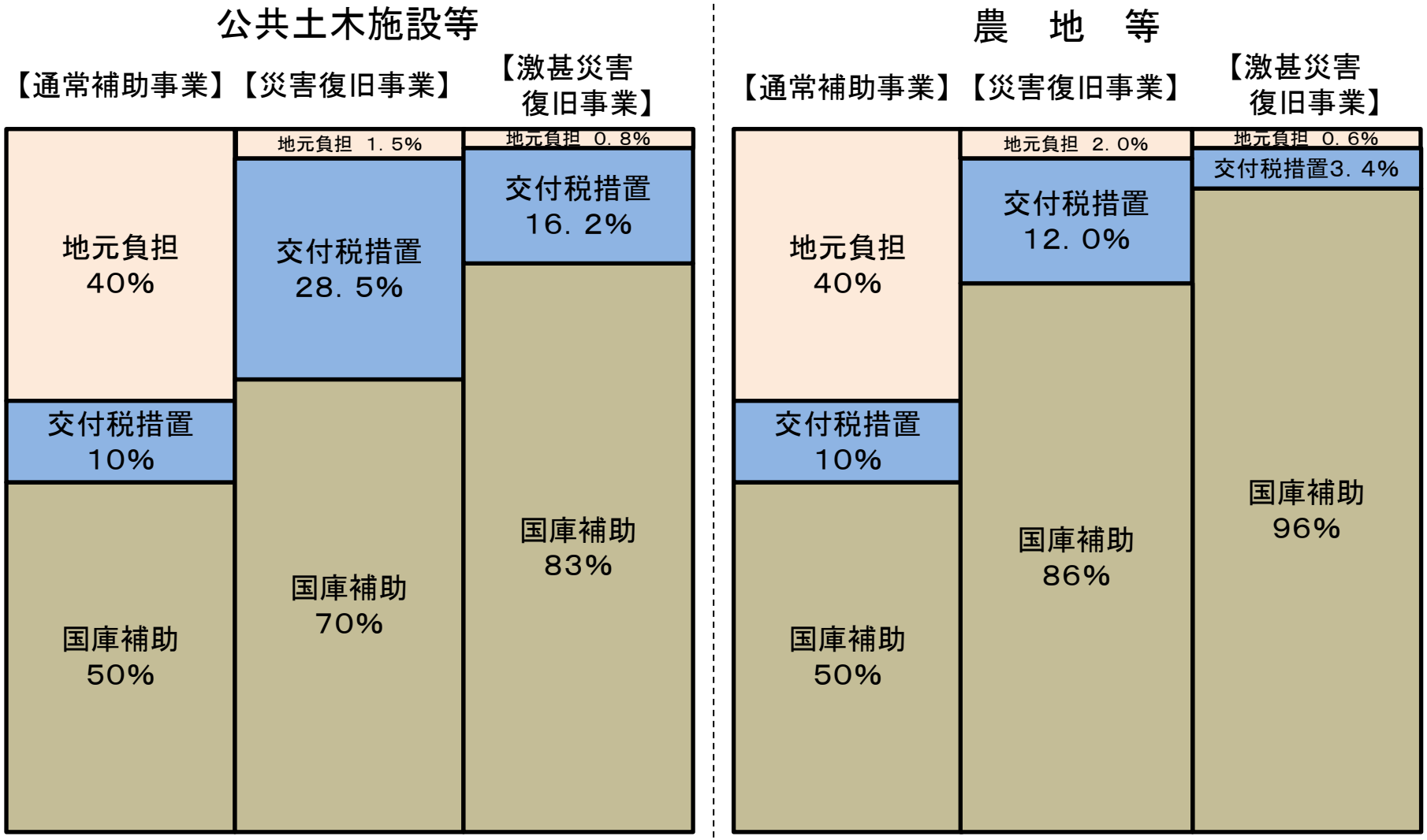


※【災害復旧事業】及び【激甚災害復旧事業】の国庫補助の数値は、過去５ヶ年平均を記載。

# 激甚災害制度について

内閣府

## 激甚災害指定の判定の流れ

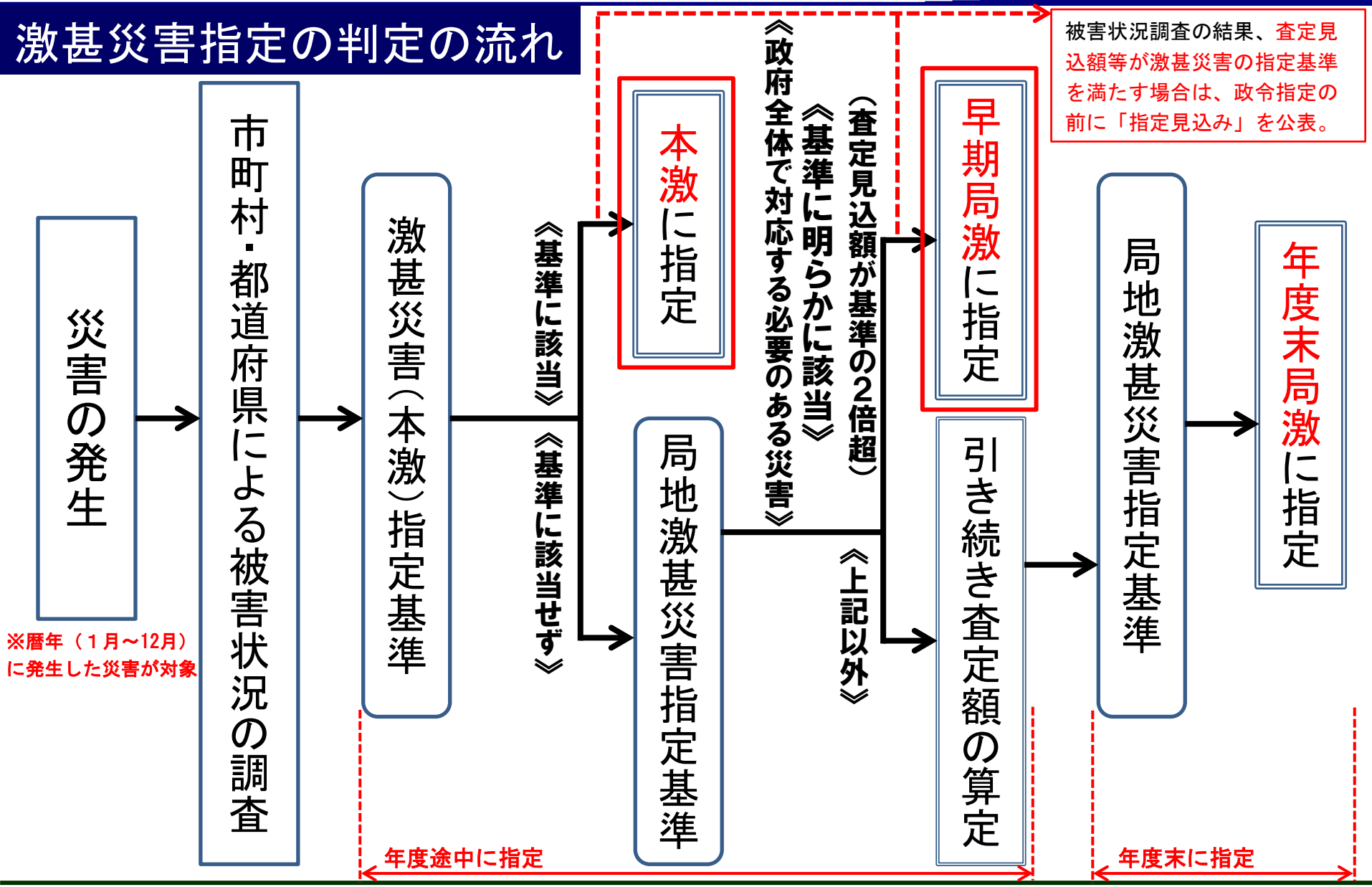

## （参考）被害状況の調査

○災害の発生後、国土交通省や農林水産省など災害復旧事業所管省庁の定める要綱等に基づき、各市町村等から所管省庁に対し被害額を報告いただくことになります。（※）

※　各市町村等は、国土交通省や農林水産省などの所管省庁へ、災害の発生後速やかに被害状況の概要を報告いただき、その後、災害終息後概ね１週間～10日以内を目安に概算被害額を報告し、災害終息後１ヶ月以内を目安に確定報告をしていただくことになっています。

○激甚災害の指定に当たっては、市町村等から取りまとめた上記被害額の情報を所管省庁が内閣府に報告することで、内閣府において激甚災害指定基準と比較し、該当する場合には指定に向けた手続を行うこととなります。

○内閣府では、発災後、指定のための手続を進めていきますが、所管省庁から内閣府への被害額の報告は、必要に応じて複数回行われるため、<u>市町村等から所管省庁への報告が遅れたことにより指定されないといったことにはなりません</u>。

○所管省庁への報告については、<u>災害予防及び応急対応を優先いただいた上で、可能な範囲で構いません</u>ので、被害状況をご報告いただくようお願いいたします。

○災害の状況等により、所定の期限内に報告できない場合には、各市町村等からの申出に応じて、この期間を弾力的に運用しております。詳細については、報告先の所管省庁にご確認いただくようお願いいたします。

# 激甚災害制度について

内閣府

## 激甚災害制度の19の措置

| 条項 | 適用措置 | 本激 | 局激 |
|---|---|---|---|
| ３条・４条 | 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 | ○ | ○ |
| ５条 | 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 | ○ | ○ |
| ６条 | 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 | ○ | ○ |
| ７条 | 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 | ○ | － |
| ８条 | 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 | ○ | － |
| ９条 | 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 | ○ | － |
| １０条 | 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 | ○ | － |
| １１条 | 共同利用小型漁船の建造費の補助 | ○ | － |
| １１条の２ | 森林災害復旧事業に対する補助 | ○ | ○ |
| １２条 | 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 | ○ | ○ |
| １４条 | 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 | ○ | － |
| １６条 | 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 | ○ | － |
| １７条 | 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 | ○ | － |
| １９条 | 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 | ○ | － |
| ２０条 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 | ○ | － |
| ２１条 | 水防資材費の補助の特例 | ○ | － |
| ２２条 | 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 | ○ | － |
| ２４条 | 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 | ○ | ○ |
| ２５条 | 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 | ○ | － |

**個人の住宅や工業・農業生産物、個人所有の農業用ビニールハウス等の被害は、激甚災害法の対象外（各省庁の支援措置等で対応）**

# 激甚災害制度について

内閣府

## 本激と局激

| 本激 | 局激（局地激甚災害） |
| --- | --- |
| ○指定内容<br>・対象災害<br>・適用する特別措置<br>・地域の指定なし（全国が対象）<br><br>○発災後、災害ごとに年度途中に政令指定を行う。 | ○指定内容<br>・対象災害<br>・適用する特別措置<br>・対象地域（市町村単位）<br><br>○**原則、年度末に一括**して政令指定。ただし、**基準に明らかに該当する場合（基準額の2倍超）**、本激と同様、年度途中に政令指定。（いわゆる**早期局激**） |

※激甚災害の指定は、あくまで、発災後に市町村等が行う被害状況調査により、指定基準に該当することが判明した場合に行うもの。（要望等に基づくものではない。）発災後は、迅速な被害額の把握に努めていただくようお願いしたい。

※本激も局激も、同じ激甚災害法に基づく特例措置が適用されますので、措置の内容に違いはない。

※局激は、本激の指定基準を充たさなかった場合に指定の可否を判断するものであり、本激で適用済の同じ措置が局激で適用されることはない。

※年の後半に発生した災害については、年度末局激判定のため１月上旬までに査定を終えられるよう、特に査定スケジュールにはご注意願いたい。

# 激甚災害制度について

内閣府

## 特例措置を受けられる市町村等の確定

○　激甚災害は、政令により、対象となる災害、地域（本激：全国、局激：市町村）と特例措置を指定。
○　１暦年に発生した激甚災害に係る負担額の合計等が基準を超える市町村等について、特例措置が実際に講じられる特定地方公共団体等として年度末に確定。
○　特定地方公共団体等については、特例措置ごとに、事業所管省庁の主務大臣から告示される。
※　原則として、激甚災害による国庫補助率の嵩上げ分については、年度末に交付される。

【公共土木施設等の例】

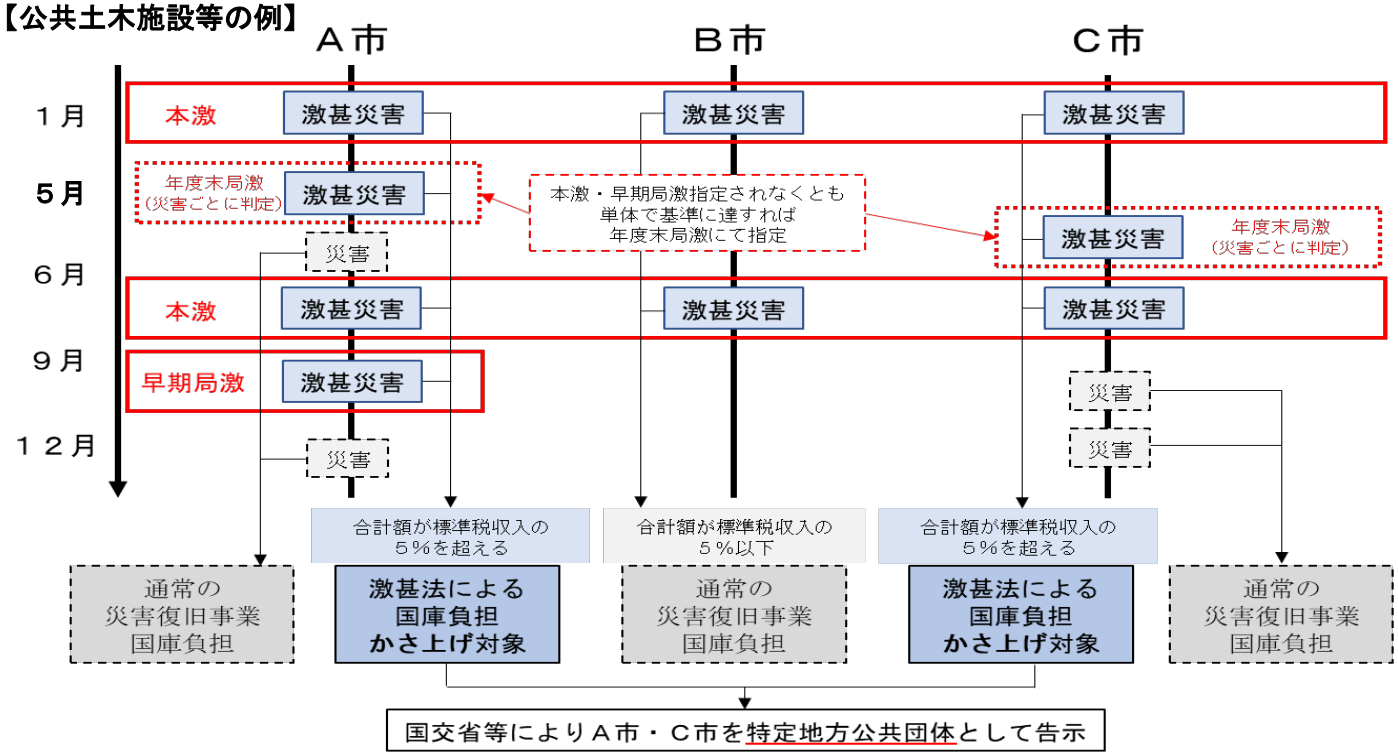


【主な告示の種類】

・公共土木施設等の特別の財政援助
　⇒事業所管省庁の主務大臣による共同告示

・農地等の補助の特別措置
　⇒農林水産大臣により告示

・小災害債に係る特別措置
　⇒総務大臣により告示

（参考）農地等の補助の特別措置の対象となる地域の基準
　農地、農業用施設：１暦年の激甚災害に係る市町村の通常補助控除額（国庫補助残額）の総額が、当該市町村内の関係耕作者数の総数×２万円の額を超える市町村
　林道：１暦年の激甚災害に係る市町村の通常補助控除額（国庫補助残額）の総額が、当該市町村内の災害復旧等を要する林道の総延長のメートル数×180円の額を超える市町村

# 激甚災害制度について

内閣府

## 激甚災害指定基準①（公共土木施設等）

対象となる災害

### 本激

【Ａ基準】

| | | |
|---|---|---|
| 全国の災害復旧事業費の査定見込額（※1） | ＞ | 全国の都道府県と市町村の標準税収入（※3）の合計 ×0.5% |

【Ｂ基準】

| | | |
|---|---|---|
| 全国の災害復旧事業費の査定見込額 | ＞ | 全国の都道府県と市町村の標準税収入の合計 ×0.2% |

かつ、以下のいずれかを満たす都道府県があること

| | | |
|---|---|---|
| 都道府県が負担する復旧事業費の査定見込額 | ＞ | 当該都道府県の標準税収入 ×25% |
| 都道府県内の市町村が負担する復旧事業費の査定見込額 | ＞ | 当該都道府県内の市町村の標準税収入の合計 ×5% |

### 局激（局地激甚災害）

【共通】公共土木施設等の局地激甚災害指定基準

| | | |
|---|---|---|
| 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費（※2）（1千万円以上） | ＞ | 当該市町村の標準税収入 ×50% |

（ただし、該当市町村の査定事業費合算額が概ね１億円未満である場合を除く。）

【標準税収入50億円以下の市町村】

| | | |
|---|---|---|
| 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費（2.5億円以上） | ＞ | 当該市町村の標準税収入 ×20% |

【標準税収入50億円超、100億円以下の市町村】

| | | |
|---|---|---|
| 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費 | ＞ | 当該市町村の（標準税収入－50億）×60% ＋ 50億 ×20% |

○指定基準に明らかに該当することとなる（基準の２倍超）と見込まれる場合、早期局激として指定。

# 激甚災害制度について

内閣府

## 激甚災害指定基準②（農地・農業用施設・林道等）

対象となる災害

### 本激

【Ａ基準】農地等の激甚災害指定基準

| 全国の災害復旧事業費の査定見込額 | ＞ | 全国農業所得推定額 ×0.5% |
|---|---|---|

【Ｂ基準】農地等の激甚災害指定基準

| 全国の災害復旧事業費の査定見込額 | ＞ | 全国農業所得推定額 ×0.15% |
|---|---|---|

かつ、以下のいずれかを満たす都道府県があること

| 都道府県内の災害復旧事業の事業費の査定見込額 | ＞ | 当該都道府県の農業所得推定額 ×4% |
|---|---|---|
| 都道府県内の災害復旧事業の事業費の査定見込額 | ＞ | 10億円 |

### 局激（局地激甚災害）

【農地等の局地激甚災害指定基準】

| 市町村内の災害復旧事業に要する経費（※2）（1千万円以上） | ＞ | 当該市町村の農業所得推定額（※4） ×10% |
|---|---|---|

（ただし、該当市町村の査定事業費合算額が概ね５千万円未満である場合を除く。）

○指定基準に明らかに該当することとなる（基準の２倍超）と見込まれる場合、早期局激として指定。

# 激甚災害制度について

内閣府

## 激甚災害指定基準③（中小企業）

| 対象となる災害 | 本激 | 局激（局地激甚災害） |
|---|---|---|
| | 【Ａ基準】<br>全国の中小企業関係被害額（※5） ＞ 全国の中小企業所得推定額（※6） ×0.2%<br><br>【Ｂ基準】<br>全国の中小企業関係被害額 ＞ 全国の中小企業所得推定額 ×0.06%<br><br>かつ、以下のいずれかを満たす都道府県があること<br>都道府県内の中小企業関係被害額 ＞ 当該都道府県の中小企業所得推定額 ×2%<br>都道府県内の中小企業関係被害額 ＞ 1,400億円 | 【中小企業の局地激甚災害指定基準】<br>市町村内の中小企業関係被害額（1千万円以上） ＞ 当該市町村の中小企業所得推定額 ×10%<br><br>（ただし、該当市町村の被害額合算額が概ね５千万円未満である場合を除く。） |

# 激甚災害制度について



【激甚災害指定基準のポイント】

「査定見込額」※１

…本激及び早期局激の指定は、所管省庁が実施する災害査定の前に基準との適合を判断することから、確定値である査定事業費を用いることができない。そのため、災害の発生後に都道府県、市町村が被害状況調査を行い把握した被害額に、対象施設毎（例：公共土木施設等であれば道路、河川、公立学校等、農地等であれば、農地、林道等）の全国の平均査定率を乗じて算出している。

「早期局激」

…政府全体で対応する必要性のある災害において、査定見込額が局激基準の２倍を超える場合は、本激と同様に年度途中に政令指定を行うこととしている。

※年度途中に算定する査定見込額と比較するため、予め査定事業費（確定値）との乖離を見込み、局激基準の２倍を超える額と設定。

「全国の平均査定率」

…対象施設毎に、「１暦年における災害復旧事業費の全国合計/１暦年における被害報告額の全国合計」の過去５か年平均を所管省庁がとりまとめたもの。

# 激甚災害制度について



「査定事業費」「災害復旧事業に要する経費」※２
…災害の発生後に都道府県、市町村が作成する対象施設毎の災害復旧事業計画に基づき、所管省庁による災害査定の結果、確定した災害復旧に要する費用。

「査定見込額」と「査定事業費」の対象となる被害について
…激甚災害制度は、基本的に所管省庁が実施する災害復旧事業（母法）の国庫補助に対して、補助率の嵩上げといった特別の財政援助措置を行う制度。基準額と比較する査定見込額と査定事業費に、母体となる災害復旧事業の対象外となる被害（例：農作物被害、災害復旧事業の採択要件未満の小規模な被害等）は含まれない。

「標準税収入」※３
…地方公共団体（地方公共団体の組合を除く。）が地方税法に定める当該地方公共団体の普通税（法定外普通税を除く。）について標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した地方税の収入見込額。

＜算出方法＞
（法定普通税＋特別法人事業譲与税－所得割における税源移譲相当額の25%
－地方消費税における税源移譲相当額）/0.75

⇒具体的な税収額等については、各市町村等の財政部局に確認いただきたい。

# 激甚災害制度について



「農業所得推定額」※４
…過去の農業純生産額の実績を基礎とし、一定の算式で災害発生年度のその額を指定した数値。

⇒「農業所得推定額」については、災害の都度、算定することとなるため、詳細は農林水産省にお問合せいただきたい。

「中小企業関係被害額」※５
…災害の規模や被災状況を踏まえ、都道府県が被害額等を把握するための調査を実施し、とりまとめた中小企業における被害額。

「中小企業所得推定額」※６
…直近の市町村民経済計算における第２次産業の市町村民所得と第３次産業の市町村民所得のそれぞれの中小企業分の合計値。

＜算出方法＞
中小企業所得推定額 ＝ A ＋ B
A: 市町村民所得　×　第２次産業構成比　×　市町村別中小企業比率（第２次産業）
B: 市町村民所得　×　第３次産業構成比　×　市町村別中小企業比率（第３次産業）

- 「第１次産業」…農業、林業、漁業。
- 「第２次産業」…鉱業、製造業、建設業。
- 「第３次産業」…原則として、第１次産業及び第２次産業を除いた全業種。
- 「第２次産業の市町村民所得」、「第３次産業の市町村民所得」
  …直近の市町村民経済計算における当該市町村の「市町村民所得」に当該市町村の市町村内総生産の第２次産業構成比及び第３次産業構成比をそれぞれ乗じて推計。

# 激甚災害制度について

内閣府

## 近年の主な激甚災害の指定状況

| | 災害名 | 主な被災地 | 主な適用措置 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 公共土木施設等 | 農地等 | 中小企業 |
| 令和元年 | 梅雨前線（台風第3,5号含む。） | 長崎県・鹿児島県・熊本県 | ● | ◎ | |
| | 前線による豪雨・台風第10,13,15,17号 | 佐賀県・千葉県 | ○ | ◎ | ○ |
| | 台風第19,20,21号 | 岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 令和２年 | 梅雨前線（7月豪雨含む。） | 山形県・長野県・岐阜県・島根県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 令和３年 | 梅雨前線 | 鳥取県・島根県・鹿児島県 | ○ | ◎ | |
| | 前線による豪雨・台風第9,10号 | 青森県・長野県・島根県・広島県・福岡県・佐賀県・長崎県 | ○ | ◎ | ○ |
| 令和４年 | 令和4年3月16日の地震 | 福島県 | ● | ○ | |
| | 前線による豪雨 | 宮城県・熊本県 | | ○ | |
| | 前線による豪雨・台風第8号 | 青森県・山形県・新潟県・石川県・福井県 | ◎ | ◎ | |
| | 台風第14,15号 | 静岡県・山口県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 令和５年 | 令和5年5月5日の地震 | 石川県 | ○ | ● | ○ |
| | 梅雨前線（台風第2号を含む。） | 青森県・秋田県・茨城県・埼玉県・富山県・石川県・静岡県・和歌山県・島根県・山口県・福岡県・佐賀県・大分県 | ◎ | ◎ | |
| | 台風第7号 | 京都府・兵庫県・鳥取県 | ○ | ◎ | |
| | 台風第12号・第13号（熱帯低気圧を含む。） | 茨城県・千葉県 | ○ | ○ | |
| 令和６年 | 令和6年能登半島地震 | 石川県・富山県・新潟県・福井県 | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 梅雨前線 | 秋田県・山形県・島根県 | ◎ | ◎ | ○ |
| | 台風第5号 | 岩手県 | ○ | ○ | |
| | 台風第10号 | 神奈川県・岐阜県・静岡県・愛知県・福岡県・大分県・宮崎県・鹿児島県 | ○ | ◎ | |
| | 前線による豪雨 | 石川県 | ◎ | ◎ | ○ |

凡例：◎本激、○早期局激、●年度末局激

# 激甚災害制度について



○激甚災害制度の概要、同指定基準等は以下のＨＰを参照いただきたい。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/index.html